農地法第３条の３の届出　必要書類一覧

<u>届出が必要となる事由</u>

①　相続（遺産分割、包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を含む）

②　法人の合併・分割

③　時効取得・共有者の持分放棄による権利の取得等

※権利取得を知った日から概ね10ヶ月以内に農業委員会へ提出すること

書類名	必要部数	チェック
農地法第３条の３の規定による届出書	２部	
権利を取得したことが確認できる資料 ※相続の場合、相続登記済みの登記事項証明書	１部	
本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）	原本を持参	

必要に応じて添付すべき書類		
委任を受けて代理で申請手続きを行う場合 **※代理人（受任者）は原則、行政書士となります**	**必要部数**	**チェック**
委任状 ※委任者（譲渡人・譲受人）の氏名は自署とすること	原本１部	
代理人（受任者）の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）	原本を持参	

職員記入欄　（**記入者：**　　）	
１点	□運免　□運経　□マイNo　□その他(　　)
２点	□保険証　□年金　□社員証　□生保証　□その他（　　）